

第一号議案

文化財の指定について

次のように、大分県指定有形文化財を指定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、議決を求める。
令和五年二月八日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

種別	名称	員数	時代	内容
有形文化財 (古文書)	大楽寺文書	一七点	鎌倉時代末～ 室町時代	大楽寺は、宇佐神宮近くに後醍醐天皇が設立した寺院で、南北朝時代の宇佐神宮や九州の政治状況を伝える貴重な資料群 宇佐市大字南宇佐二〇七七番地 大楽寺所有
有形文化財 (考古資料)	瑞花鴛鴦八稜鏡 附白磁碗一点	一面	平安時代後期 (十二世紀)	鏡の制作技術は高く、全国的にも希有な作品で、ともに出土した碗は時代判定の根拠資料 玖珠郡九重町大字後野上八番地の一 九重町所有

提案理由
大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財を指定したいので、提案する。

令和4年度「大分県指定文化財」の指定について

1 「大分県指定文化財」の指定の手続

(大分県文化財保護条例〔昭和30年4月1日条例第12号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、**県内に所在するもののうち重要なもの**を条例によって指定することができます。また、県指定文化財が文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定及び解除に当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定の過程

- ・ 市町村教育委員会等が域内の候補物件について県教育委員会に進達。〔6月〕
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。〔8月8日〕
- ・ 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。〔8月8日〕
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。〔9～12月〕
- ・ 第2回審議会において、所見書をもとに指定について協議。〔12月27日〕
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。〔1月10日〕
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、文化財の指定を議決。【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定)。
- ・ 当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知。

3 「大分県文化財保護審議会」 (大分県文化財保護審議会条例〔昭和50年12月25日条例第44号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定・解除に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、現在17名の委員及び令和4年度のみ1名の臨時委員で組織されています。
- ・ 委員は教育委員会からの諮問があった候補文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 令和4年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定すべきと判断されたもの 2件
 - ①有形文化財〔古文書〕 大楽寺文書
 - ②有形文化財〔考古資料〕 瑞花鴛鴦八稜鏡 附白磁碗1点

1. ^{だいらくじもんじょ}大楽寺文書 有形文化財〔古文書〕

所有者 大楽寺	所在地 宇佐市大字南宇佐2077番地
員数 17点	時代 鎌倉時代末～室町時代

◇形態：5巻の卷子仕立て

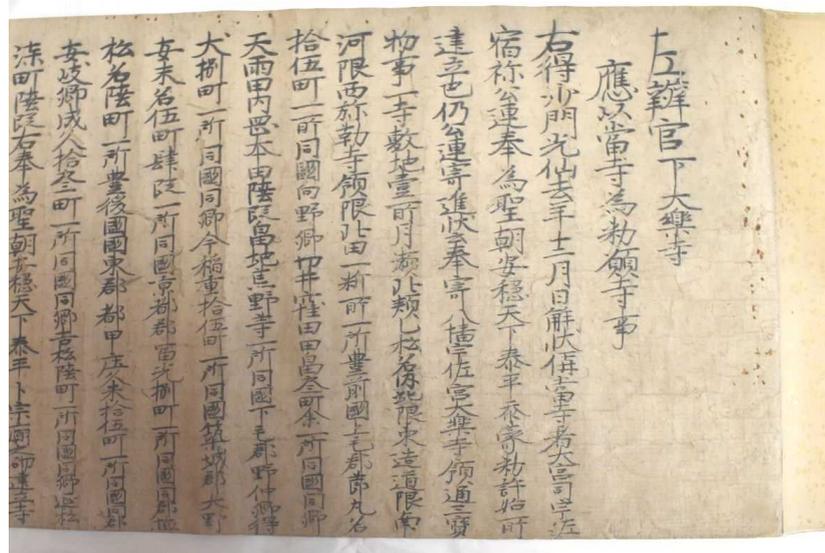
大楽寺は、後醍醐天皇の勅願寺として元弘3年(1333)12月に建立された。同寺は、宇佐宮の大宮司をつとめた^{いとうづ}到津家の菩提寺でもある。

この文書群は、勅願寺として認められた経緯、寺領などのこと記した建武元年(1334)4月15日の^{かんせんじ}官宣旨をはじめ、寶光明寺などの大楽寺の末寺に関する文書などが伝わる。なかでも、建武政権の発給した官宣旨、薄墨の紙が使用された3通の^{りんじ}繪旨は貴重である。ほかに、室町期、戦国期の文書があり、このうち、文明4年(1472)閏6月日作成された「宇佐宮大楽寺仏殿修理目録并勸進帳」は中世後期の寺社の修理勸進を知る重要な史料となっている。

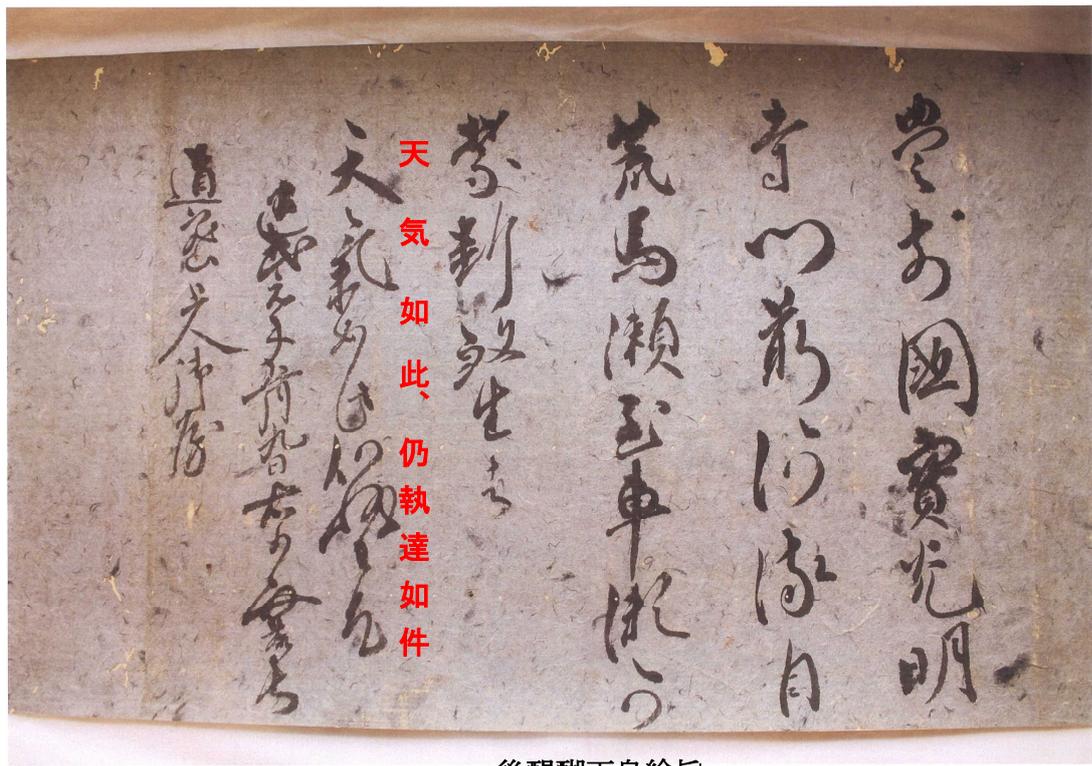
以上17点は中世の宇佐宮とそれに関係する寺院の活動、特に南北朝期の九州における動向を知る上で貴重な史料群であり、県指定に十分に値する文化財である。



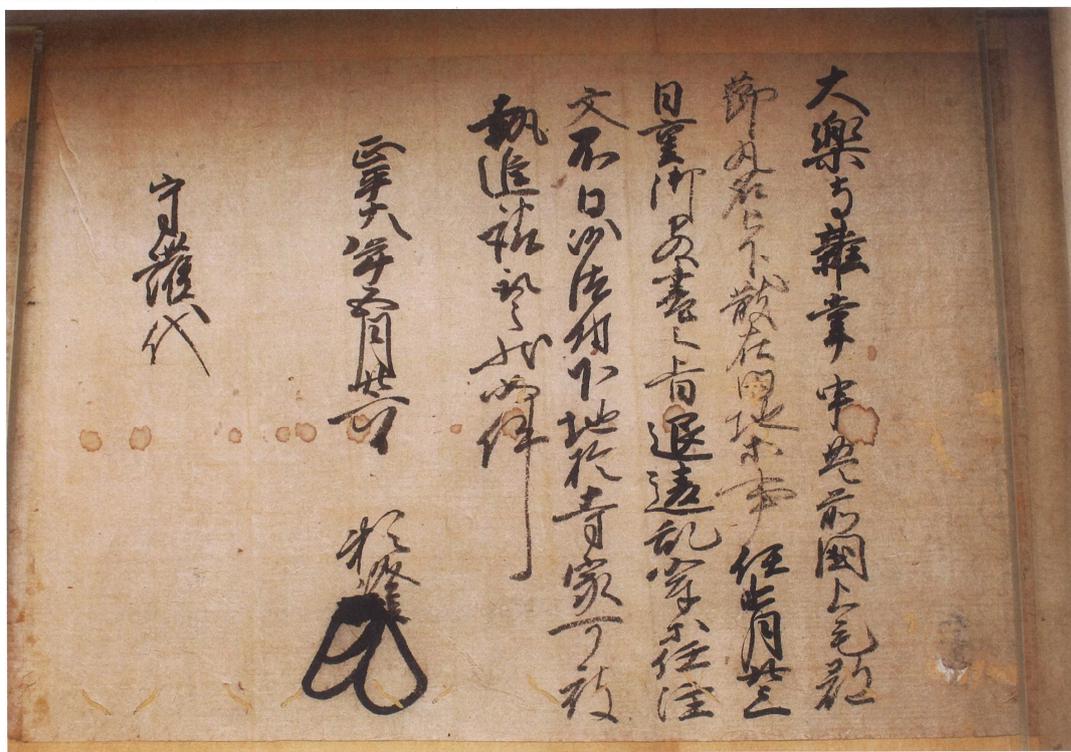
地図データ：Google ©2023 日本



官宣旨



後醍醐天皇綸旨



少貳頼澄施行状

ずい か えんおうはちりょうきょう つけたりはくじわん
 2. 瑞花鴛鴦八稜鏡 附 白磁碗 1点 有形文化財 [考古資料]

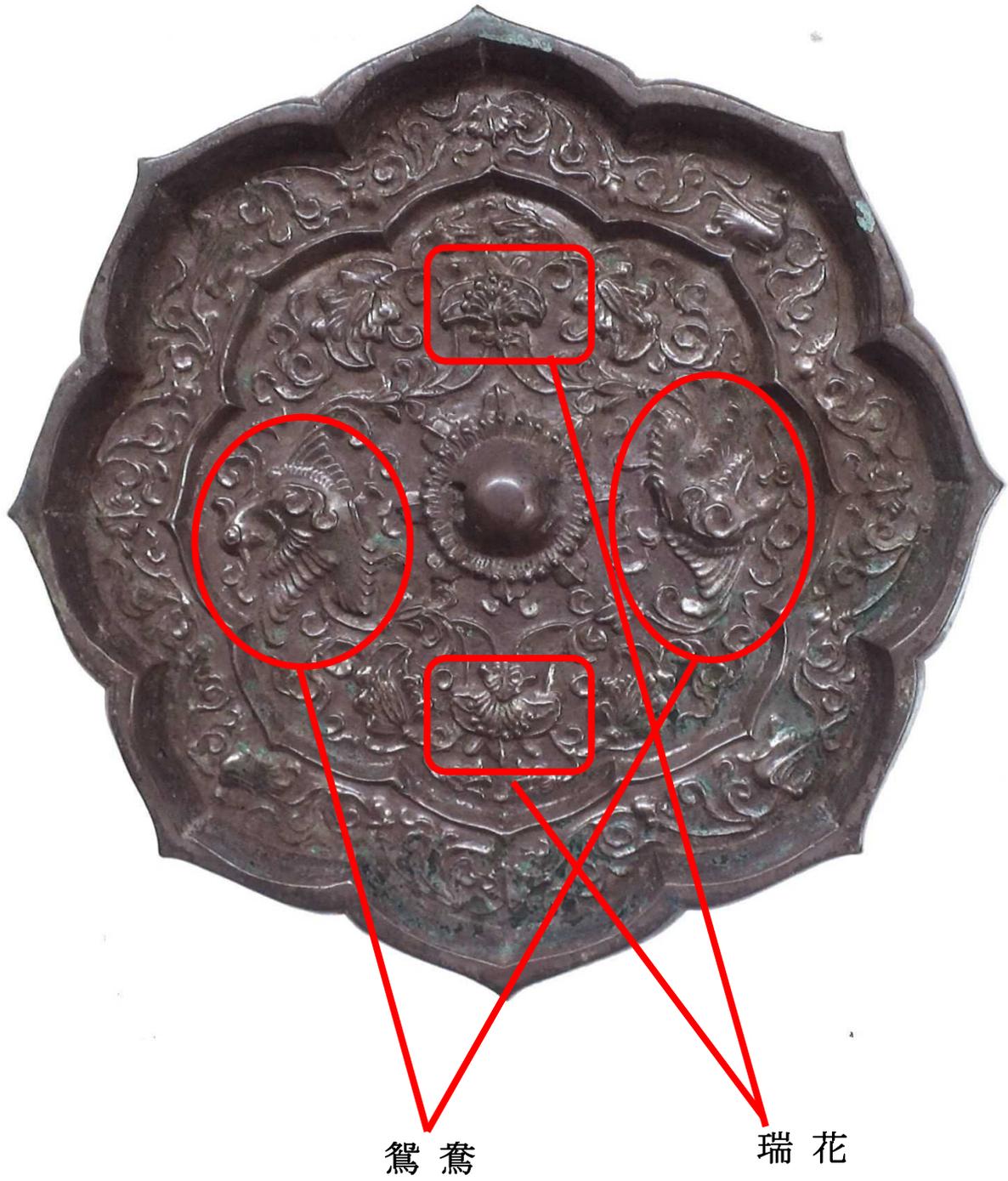
所有者 九重町	所在地 玖珠郡九重町大字後野上17番地の4
員数 1面	時代 平安時代後期(12世紀)
<p>◇寸法：銅鏡 径11.65cm 高さ1.0cm 白磁 口径(最大) 18.4cm 器高(最大) 8.2cm</p> <p>本鏡は平安時代後期に出現する瑞花鴛鴦八稜鏡の一例である。鏡背の文様密度は高いながらも、シャープな線で細部にまで流麗な表現を尽くし、製作技術の高さを窺わせる。また、全体的に銀味を帯びた色調からは、良質な高錫鏡であることを伺わせ、当時、鏡製作の拠点とされた京都・平安京内の工房での製作の可能性が高い。本鏡のように、おそらく個人の所有物として墓塚から出土した事例は全国的に見て非常に珍しく、平安時代後期における当地の様相を考える上で、大変重要な資料である。</p> <p>また、白磁碗は輸入陶磁器であり、製品としてはやや焼きのあまい歪んだ器形だが、年代的には12世紀半ばから後半代とみられる。瑞花鴛鴦八稜鏡を副葬した土壙墓の年代決定の根拠となる資料で、また、筑後川上流域の墓制や歴史を考える上で重要な資料である。</p> <p>以上のように、本鏡は製作技術の高さと出土遺構の稀少性が組み合う点で全国的に見て注目すべき資料であり、今後、良好な保存環境の下、展示や活用事業を通じて、積極的な公開が望まれる。したがって、白磁碗も含めて上記両物件は県指定に充分値する。</p>	



瑞花鴛鴦八稜鏡

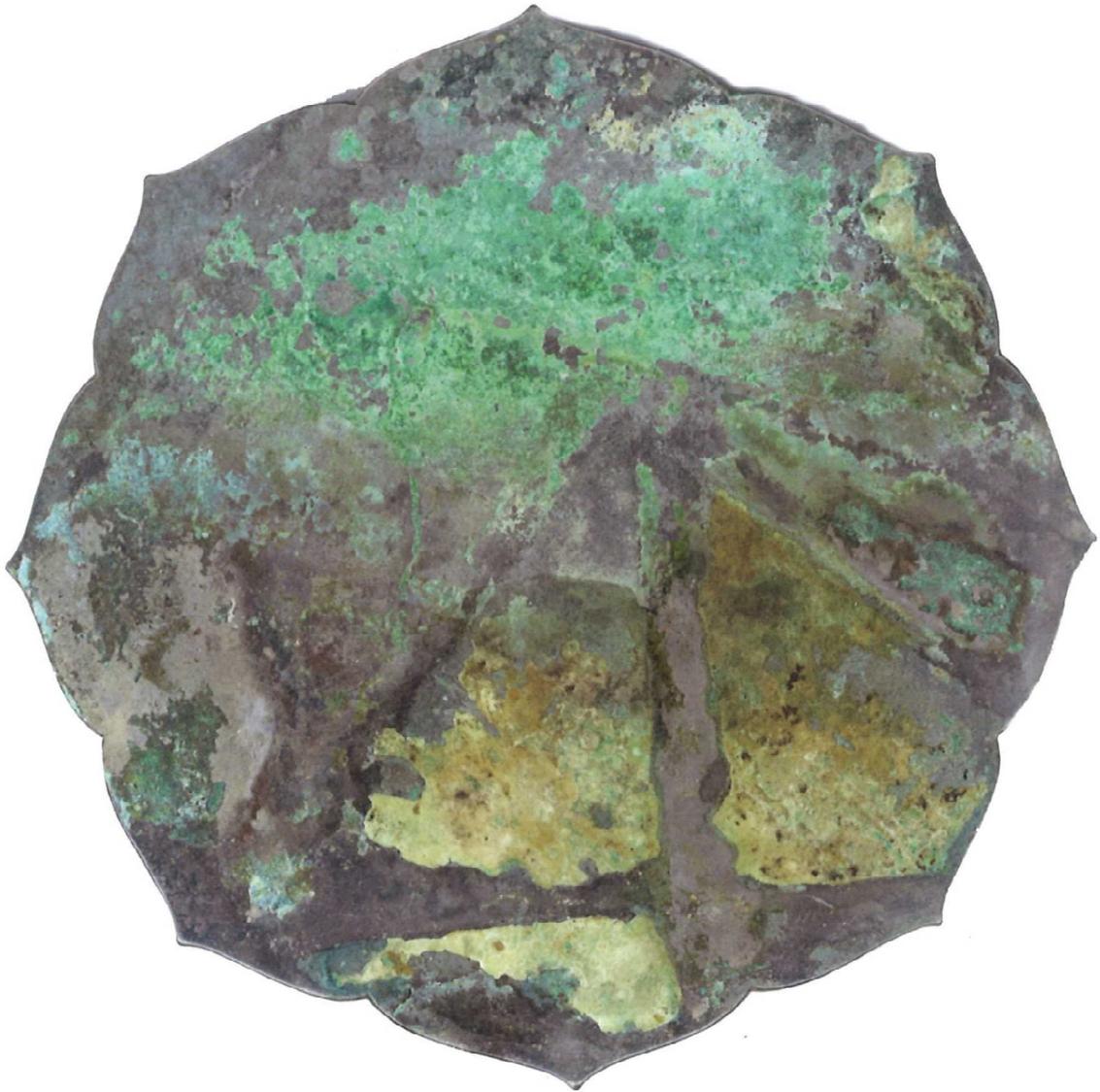


白磁碗



鴛鴦

瑞花



表面

大分県文化財保護審議会委員名簿

令和5年2月8日現在

選出分野	氏名	役職等	備考
考古(先史)	武末純一	福岡大学名誉教授	
考古(古代)	下村智	別府大学特任教授	副会長
歴史(中世)	飯沼賢司	別府大学特任教授	
歴史(近世)	福田千鶴	九州大学教授	
建築(社寺)	伊東龍一	熊本大学教授	
建築(民家)	岸泰子	京都府立大学准教授	
石造文化財	田中裕介	別府大学教授	
彫刻・工芸	有木義隆	元熊本県立美術館副館長	
美術・工芸	吉住磨子	佐賀大学教授	
文化財保存	篠崎悠美子	別府大学教授	
民俗文化財	段上達雄	別府大学特任教授	会長
名勝	恵谷浩子	奈良文化財研究所研究員	
動物	馬場稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	
植物	桑原佳子	九州産業大学非常勤講師	
地質	山本順司	九州大学教授	
観光振興	小山龍介	ブルームコンセプト代表取締役	
普及・啓発	海原みどり	元大分放送メディア局アナウンス部部長	
金属工芸品	中川あや	奈良国立博物館企画室長	臨時委員

大分県指定文化財指定件数

分類	現在数	新指定	解除	今後	備考
有形文化財	498			500	
建造物	207			207	
美術工芸	291	2		293	①大楽寺文書 ②瑞花鴛鴦八稜鏡 附白磁碗1点
無形文化財	2			2	
民俗文化財	61			61	
有形民俗	14			14	
無形民俗	47			47	
史跡	107			107	
名勝	6			6	
天然記念物	79			79	
動物	7			7	
植物	67			67	
地質鉱物	5			5	
選定保存技術	1			1	
総計	754			756	
選択無形民俗文化財	23			23	